

佐世保市概算数量発注方式試行要領

1 趣旨

この取扱は、本市及び水道局発注の舗装工事について、設計積算業務の効率化のため、概算数量発注方式により発注する場合の取り扱い事項を定めるものである。

2 用語の定義

- (1) 概算数量発注方式とは、当初設計において平面図、標準断面図等により概算数量を算出し積算を行って設計図書を作成し発注するものをいう。
- (2) 工事計画図面とは、契約後、受注者が現地調査及び測量を行い、結果をもとに作成する縦断面図、横断面図の図面をいう。

3 適用対象工事

次の条件をすべて満たす舗装工事を対象とする。なお、業務委託等により詳細な設計図面がある舗装工事には適用しない。

- (1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な舗装工事
- (2) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期に著しい影響を与えない舗装工事

4 条件明示事項

- (1) 本工事は、概算数量発注方式としているため、受注者は施工に必要な現地調査及び測量を行い、工事計画図面を作成し、発注者に提出する。
- (2) 発注者は受注者から提出された工事計画図面の精査を行い、施工にあたっての図面は監督職員からの指示によるものとする。
- (3) 施工条件明示特記仕様書に概算数量発注方式であることを明記すること。

5 工事計画図面作成費等

- (1) 工事計画図面作成費は、次のとおりとする。

工事計画図面作成費は、直接人件費として、下表により人工数を計上する。

なお、これによりがたい場合は、別途受注者から見積もりを徴取すること。

図面作成 1 枚当たり	
図面種類	土木一般世話役
縦断面図	0.5 人/枚
横断面図	2.0 人/枚

- (2) 実際に作成された図面の枚数に変更が生じた場合、設計変更の対象とする。

なお、1枚の図面に複数種類の図面が記載されている場合は、人工数が多い方を採用する。

- (3) 工事計画図面作成費は「共通仮設費」の「準備費」に積み上げ計上し、一般管理費のみ諸経費対象とする。
(共通仮設費、現場管理費は対象外)
- (4) 工事計画図面の作成に必要な現地調査及び測量については、通常行う設計図書の照査の範囲内であり、共通仮設費に含まれているため、費用の対象としない。

<注意事項>

- ・用紙サイズはA-1で作成
- ・任意縮尺でA-3もしくはA-4にて1部提出
- ・図面データの提出（データ形式は問わない）

横断図：縦横断とも縮尺 1/100～1/200，標準的に9断面/枚

縦断図：縦縮尺1/100～1/200，横縮尺1/1000

6 設計変更の手続き

設計変更の手続きは、設計変更ガイドライン（佐世保市読替版）に基づき行うものとする。なお、設計変更理由は単に「概算数量発注方式による精査」とするだけでなく、その他の理由がある場合は原則記載するものとする。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行し、施行日以降に起案する設計書に適用する。